

(仮称)北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

令和元年 7 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して36日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成31年4月16日（火）

(2) 公告の方法

平成31年4月16日（火）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・電源開発株式会社 ホームページに平成31年4月16日（火）より掲載（別紙2参照）

<http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/>

※出水市、阿久根市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す14箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁13階環境林務課
- ・出水市役所本庁舎（1階生活環境課前）
- ・出水市役所高尾野支所（高尾野公民館）
- ・出水市役所野田支所
- ・阿久根市役所本庁舎（1階市民ホール）
- ・阿久根市役所三笠支所（1階ロビー）
- ・阿久根市役所大川出張所
- ・伊佐市役所大口庁舎企画政策課
- ・薩摩川内市役所本庁2階環境課
- ・薩摩川内市役所東郷支所1階
- ・吉川地区コミュニティセンター
- ・鳥丸地区コミュニティセンター
- ・藤川地区コミュニティセンター
- ・さつま町役場本庁舎（1階町民ホール）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：平成31年4月16日（火）から令和元年5月21日（火）まで
（土日、祝日を除く）

- ・縦覧時間：各所の開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は1名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
平成 31 年 4 月 24 日 (水) 19 時～21 時	阿久根市 市民交流センター (交流室 1)	3 名
平成 31 年 4 月 25 日 (木) 19 時～21 時	さつま町 鶴田中央公民館 (大会議室)	2 名
平成 31 年 4 月 26 日 (金) 14 時～16 時	さつま町 泊野区集会所	11 名
平成 31 年 4 月 26 日 (金) 19 時～21 時	薩摩川内市 東郷公民館 (大会議室)	5 名
平成 31 年 4 月 27 日 (土) 19 時～21 時	出水市 高尾野農村環境改善センター (農事 研修室)	3 名
令和元年 5 月 8 日 (水) 19 時～21 時	伊佐市 羽月西青少年センター	11 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 4 月 16 日 (火) から令和元年 6 月 4 日 (火) まで
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた(別紙 3 参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2通30件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見のとおり、頂いたご意見は要約せず記載しました。
2	■2. コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼動制限を行うことを表明した。本事業者も実施して頂きたい。	具体的な環境保全措置につきましては、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行います。
3	■3. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？これについて事業者の見解及びその根拠を述べよ。	ご意見のとおり、国内における他の風力発電事業において、コウモリ類の衝突事故の事例があることは認識しております。このような状況を踏まえ、事業によるコウモリ類への影響について、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
4	■4. バットストライクの予測は定量的に行うこと p308の予測手法をみると「バットストライクを定量的に予測する」と明記していない。しかし、事業者が行うp303「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測は必ず「定量的」に行い客観的数値で示すこと。	情報をお寄せいただきありがとうございます。予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり、参考とします。
5	■5. 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。	専門家ヒアリングは、方法書作成の段階で実施しました。
6	■6. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	ご意見のとおり、データの解析にあたっては、種の確定まで行えないものは種名を確定せず、既存資料や専門家等のご意見を踏まえて「可能性のある種」を整理した上で、予測、評価を行います。
7	■7. コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲	自動録音調査に使用するバットディテクターは、春季

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	～秋季まで常時設置し、期間中は日没前から日の出後まで毎日録音する計画であり、捕獲調査日にも録音はされることとなります。
8	■8. コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	コウモリ類の調査手法や時期の検討にあたっては、専門家等のご助言を踏まえ、策定しました。なお、調査に際しては、ご指摘の点も留意します。
9	■9. P305 飛翔高度調査の調査地点について 「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」の地点数が記載されていない。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（50箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査をするべきではないのか。	「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」では、現状では、高高度への設置が可能な箇所は対象事業実施区域においては風況観測塔のみであることから、風況観測塔に設置することを予定しております。なお、高度別に設置することで、高度別の飛翔頻度を把握する計画としています。 また、バットディテクターは春季～秋季まで常時設置し、期間中は日没前から日の出後まで毎日録音します。
10	■10. 飛翔高度調査の期間について 1 「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」の期間を「5月から10月末」としているが、4月にもバットストライクは発生している（「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書について」https://www.pref.iwate.jp/kigyokuyoku/denki/fuuryoku/1015349/1019633.html）。一般に、温暖な地域であれば4月から11月頃までコウモリは活動している。よって、4月からの録音調査を実施するべきだと意見するが、事業者の見解及び反論する根拠を丁寧に述べよ。	「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」の調査時期として、繁殖に伴う移動が始まり飛翔が多くなる5月とのご意見を専門家から頂きました。 ご意見を踏まえ、「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」に使用するバットディテクターを4月から設置することも視野に入れて検討します。
11	■11. 飛翔高度調査の期間について 2 「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」の期間は5月から10月頃とし、その理由を「専門家等の意見を踏まえた」とある。そこでP267 専門家等（NPO 法人代表）の意見を見ると「録音調査（連続録音）」について「5月から10月末で録音することで良い」とあるだけで、「良い」と判断した科学的根拠が一切記載されていない。「5月から10月末で録音することで良い」というのは「NPO 法人代表」の「主観」であり、「適切とは言えない」。	「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」の調査時期として、繁殖に伴う移動が始まり飛翔が多くなる時期として5月とのご意見を専門家から頂きました。
12	■12. バットディテクターによる調査時間について 「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」について調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	自動録音調査に使用するバットディテクターは、春季～秋季まで常時設置し、期間中は日没前から日の出後まで毎日録音する予定です。
13	■13. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知	「バットディテクターによる高度別の飛翔状況調査」では、高高度にもバットディテクターを設置し、ブレー

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知限界距離、設置高及び集音方向（上向きか下向きか）を記載すること。 バットディテクターの探知限界距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べて記載すること。なお、他の事業者は、自ら調べて真面目に記載しているので、「できない」などの言い訳はしないこと。	ド回転域を含めてコウモリの状況を把握する計画としております。
14	■14. 事業者が方法書において「回避」と「低減」の言葉の定義について述べたことは評価する。しかし、事業者らは、配慮書に対する住民意見《「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない》との意見に対して具体的な回答をしていない。事業者の見解とその理由を述べよ。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
15	■15. 回避措置（ライトアップアップの不使用）についてライトアップしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実である。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
16	■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）についてライトアップしていなくてもバットストライクは発生している。 ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があると思うが、事業者の見解及びその理由を述べよ。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
17	■17. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
18	■18. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「<u>カットインをあげる</u>こと」がバットストライクを低減する効果があることが「<u>すでに</u>」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
19	■19. コウモリ類の保全措置について 事業者である電源開発株式会社が「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあることは、貴社の見解により確認した。それを踏まえて以下の質問をする。既存資料によれば、『樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）』、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	(低減措置)』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置であると思うが、事業者の見解と <u>実施しない理由</u> を述べよ。	
20	■20. コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
21	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて事業者の見解とその理由を述べよ。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
22	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘した。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
23	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴うならば、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測の不確実性」が伴えば、「適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
24	■24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 コウモリは国内外の風力発電施設で「確実に死んでいる」が、「100%正確（確実）な死亡数の予測手法」などは存在しない。風力発電施設におけるコウモリの死亡数を「100%正確に予測すること」は優秀な科学者であっても永遠にできないだろう。しかし、適切な保全措置をしない限り、風力発電施設においてコウモリが「死ぬ」ことは、現在の知見では「確実に予測」できる。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
25	■25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 5 <u>本事業者が解決すべき課題</u>は「コウモリが何個体死ぬか<u>正確（確実）な数を予測すること</u>」ではなく、「<u>カットイン風速をあげてフェザリングを行う</u>」という<u>保全措置を「いつ」、「どこで」実施するか、その判断材料をいかに収集するかだ</u>。そのための調査を「<u>準備書までに</u>」実施して頂きたい。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
26	■26. コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの産仔数は年 1～2 頭と繁殖力が極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。2018 年には乳頭の発達したメスのヤマコウモリがブレード直下で死んでいるのが事後調査で確認されており、繁殖個体への重大な影響もすでに生じている。 https://www.pref.iwate.jp/kigyoukyoku/denki/fuuryoku/1015349/1019633.html p2-20	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
27	■27. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない 事後調査について先に指摘しておく。コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている。月 2 回程度の調査頻度では足りないので、死骸探索は「毎週」実施するべきだと意見する。また、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、ブレード回転範囲における活動量を周年連続して調査することも要望する。	具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家等にご助言を頂きながら、検討を行います。
28	・風力発電所をこの地に立地するのは 1 社にしてほしい。3 社が計約 150 基の風車を造る計画ときいている。 北薩最高峰の紫尾山付近の環境保護・景観保全のためにも無理がある。事業者間で早期に協議をされ、どこか 1 社にしてほしい。	一部報道においては、同一事業地で計画する 3 事業者合計の計画最大基数が周知されている状況であり、ご心配をお掛けしています。 本事業を実施するにあたり、今後、保安林等の許認可手続き及び土地所有者との協議を進める必要があり、その協議において、複数事業者が同一事業区域内に事業を実施することは不可能となることから、実態とは大きく乖離した数字と考えます。 事業の実施に当たっては、調査、予測及び評価を適切に行った上で、周辺的生活環境、自然環境、景観等への影響の回避・低減に努めます
29	・バードストライクの発生頻度について、他所の具体データを出してほしい。 説明会で社内他所の風車でバードストライクの起こる件数を尋ねたが回答されなかった。他所で 1 週間なり、1 ヶ月なり、観察してデータをとって伝えてほしい。でないと、どの程度の環境影響があるか、わからない。	バードストライクについては、これまでの事例が蓄積されておらず、お答えすることは出来ませんが、準備書の作成に際しては、今後の現地調査結果から対象事業実施区域を通過する飛跡及びその高さ情報を取得し、事業計画との重ね合わせにより、衝突個体数の推定等を行い、影響について予測を行います。また、予測に際しては、専門家等の助言を踏まえ、適切に実施します。
30	・説明会、参加者が大変少なかった。周知を徹底してもう 1 度すべき。	住民説明会の開催の周知にあたっては、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、日刊紙 9 面（南日本新聞）に公告文を掲載するとともに、関係機関（鹿児島県、出水市、阿久根市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町）及び弊社のホームページでお知らせしました。 準備書の縦覧に際しては、ご意見を踏まえ、関係市町ともご相談させて頂きながら、周知の方法について検討します。

日刊新聞紙における公告等

南日本新聞（平成 31 年 4 月 16 日 朝刊 9 面）

環境影響評価方法書縦覧及び
住民説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区）環境影響評価方法書及び（仮称）北鹿児島風力発電事業（東地区）環境影響評価方法書を次のとおり縦覧します。また、司法に基き説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称：電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部 肇史）所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区）
（風力発電 最大十二万九千ワット程度）
（仮称）北鹿児島風力発電事業（東地区）
（風力発電 最大八万六千ワット程度）

■対象事業実施区域（西地区）鹿児島県阿久根市、出水市、薩摩川内市及び薩摩郡さつま町の行政界付近（東地区）鹿児島県出水市、伊佐市及び薩摩郡さつま町の行政界付近

■方法書の縦覧
①縦覧場所：鹿児島県庁13階環境林務課、出水市役所本庁舎（1階生活環境課前）、高尾野公民館、出水市役所野田支所、阿久根市役所本庁舎（1階市民ホール）、阿久根市役所二笠支所（1階ロビー）、阿久根市役所大川出張所、伊佐市役所大口庁舎、企画政策課、薩摩川内市役所本庁2階環境課、薩摩川内市役所東郷支所1階、吉川地区コミュニティセンター、鳥丸地区コミュニティセンター、薩川地区コミュニティセンター、さつま町役場本庁舎（1階市民ホール）

②縦覧期間：平成31年4月16日（火）～令和元年5月21日（火）
③縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

④電子縦覧：<http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所：
平成31年4月24日（水）19時～21時
阿久根市・市民交流センター（交流室1）
平成31年4月25日（木）19時～21時
さつま町・鶴田中央公民館（大会議室）
平成31年4月26日（金）14時～16時
さつま町・泊野区集会所
平成31年4月26日（金）19時～21時
薩摩川内市・東郷公民館（大会議室）
平成31年4月27日（土）19時～21時
出水市・高尾野農村環境改善センター（農事研修室）
令和元年5月8日（水）19時～21時
伊佐市・羽月西青少年センター

■意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもちたい方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）によりご提出ください。
※個人情報には必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間：平成31年4月16日（火）～令和元年6月4日（火）
意見書提出先：お問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600 担当：戸松

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ


J-POWERグループ
お問い合わせ
JP | EN


[企業情報](#) |
 [事業情報](#) |
 [株主・投資家の皆様](#) |
 [環境・社会への取り組み](#) |
 [採用情報](#) |
 [ニュース](#) |
 [知る・学ぶ・楽しむ](#)

[環境・社会への取り組み](#) >
 [環境への取り組み](#) >
 [環境アセスメント](#) >
 [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) >
 (仮称) 北鹿児島 (西地区・東地区) 風力発電事業

風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 北鹿児島 (西地区・東地区) 風力発電事業

(仮称) 北鹿児島 (西地区・東地区) 風力発電事業 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。
方法書及び要約書は2019年5月21日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※電子閲覧は「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

- 「(仮称) 北鹿児島 (西地区・東地区) 風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び
縦覧について (PDF: 97KB) 
- 表紙・目次 (PDF: 245KB) 
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 219KB) 
- 第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF: 3.5MB) 
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (自然的状況) (PDF: 11.6MB) 
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (社会的状況) (PDF: 8.5MB) 
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (PDF: 4.6MB) 
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF: 972KB) 
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF: 11.5MB) 
- 第7章 その他環境省令で定める事項 (PDF: 13.6MB) 
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名 (PDF: 65KB) 
- 資料編 (PDF: 698KB) 
- 要約書 (PDF: 17.2MB) 
- ご意見記入用紙 (PDF: 80KB) 

(仮称) 北鹿児島 (西地区・東地区) 風力発電事業 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)

配慮書及び要約書の閲覧は2018年2月26日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL: 03-3546-9600 (平日9時～17時)

出水市役所ホームページにおけるお知らせ

文字サイズ

背景色

foreign language

出水市

いずみし

携帯サイト

サイトマップ

お問い合わせ

★マイメニュー

暮らし

安全・安心

健康・福祉

子育て・教育

文化・スポーツ

産業・ビジネス

観光

市政情報

[トップページ](#) > 風力発電事業に伴う環境影響評価方法書を公表します。

いいね！12

ツイート

このページを印刷する

Q 情報を探す

キーワードを入力

検索

必要な手続きを簡単に検索！

総合案内サービス

ライフイベント

出産・結婚

結婚・離婚

結婚・子育て

引越し・住まい

結婚・医療

障害・福祉

高齢・介護

おくやみ

よくあるご質問

風力発電事業に伴う環境影響評価方法書を公表します。

更新日：2019年4月12日

風力発電事業に伴う環境影響評価方法書を公表します

（仮称）北鹿野島風力発電事業（西地区）および（仮称）北鹿野島風力発電事業（東地区）【事業者：電源開発（株）】の環境影響について、調査、予測、評価を行うための手法を示した図書（環境影響評価方法書）を公表するとともに、説明会を開催いたします。

環境保全の見地からの意見がある場合は、下記の問い合わせ先に書面で提供することができます。

【公表場所】

- ・出水市役所本庁 1階生活環境課
- ・出水市役所高尾野支所
- ・出水市役所野田支所

【公表場所】

平成31年4月16日（火）～令和元年5月21日（火）

※閲覧できる時間は、各施設の開庁時間に準じます。

【電子縦覧】

<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

【意見書の提出】

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提供することができます。

- 提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は公表場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。
- 提出期間：平成31年4月16日（火）～令和元年6月4日（火）

【住民説明会場所】

高尾野農村環境改善センター

【住民説明会日時】

平成31年4月27日（土） 19時～21時

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力発電事業部

事業推進室（開発） 担当：戸松

〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1


阿久根市
City of Akune

[暮らし・手続き](#)
[子育て・教育](#)
[健康・医療・福祉](#)
[文化・スポーツ](#)
[仕事・産業](#)
[市政情報](#)
[観光・イベント](#)

[現在の位置](#)
[トップページ](#)
[市政情報](#)
[施策・計画](#)
[環境](#)
[（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区）環境影響評価方法書](#)

更新日：2019年4月16日

（仮称）北鹿児島風力発電事業 （西地区）環境影響評価方法書

（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区）〔事業者：電源開発株式会社〕の環境影響について、調査、予測、評価を行うための手法を示した図書（環境影響評価方法書）を公表するとともに、説明会を開催します。

環境保全の見地からの意見がある場合は、問い合わせ先に書面で提出することができます。

公開場所

- 阿久根市役所 1階市民ホール
- 三笠支所
- 大川出張所
- [（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区）環境影響評価方法書（外部リンク）](#)

公開期間

平成31年4月16日（火曜日）～5月21日（火曜日）

※注：時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く開庁時に準じます。（電子縦覧は除きます）

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちのかたは、書面により提出することができます。

提出方法

氏名、住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、郵送（当日消印有効）または公表場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

環境

- 環境基本計画 >
- 地球温暖化対策実行計画 >
- [（仮称）北鹿児島風力発電事業（西地区）環境影響評価方法書](#) >


阿久根市
City of Akune

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・医療・福祉 文化・スポーツ 仕事・産業 市政情報 観光・イベント

提出方法

氏名、住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、郵送（当日消印有効）または公表場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期間

平成31年4月16日（火曜日）～6月4日（火曜日）

住民説明会

場所

風テラスあくね（阿久根市民交流センター） 交流室1

日時

平成31年4月24日（水曜日） 午後7時～午後9時

この情報の問い合わせ先（意見書の提出先）

送付先	〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）
電話	03-3546-9600

この記事をシェアする







い さ し
伊佐市
Isa City

標準

黒

青

黄

AA文字サイズ

標準

拡大


緊急・イベント情報


くらし・広報誌


産業・観光・移住定住


行政・議会


子育て・こ

風力発電事業に伴う環境影響評価方法書を公表します

伊佐市>新着情報一覧-行政・議会>風力発電事業に伴う環境影響評価方法書を公表します

2019年04月15日

(仮称)北鹿児島風力発電事業(東地区)【事業者:電源開発(株)】の環境影響について、調査、予測、評価を行うための手法を示した図書(環境影響評価方法書)を公表するとともに、説明会を開催いたします。

環境保全の見地からの意見がある場合は、下記の問い合わせ先に書面で提出することができます。

【公表場所】伊佐市役所大口庁舎企画政策課

【公表期間】平成31年4月16日(火)～令和元年5月21日(火)
※閲覧できる時間は、施設の開庁時間に準じます。

【電子縦覧】<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

【意見書の提出】環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法:氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は公表場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

②提出期間:平成31年4月16日(火)～令和元年6月4日(火)

【住民説明会場所】羽月西青少年センター

【住民説明会日時】令和元年5月8日(水) 19時～21時

【問い合わせ】
電源開発株式会社 風力事業部
事業推進室(開発) 担当:戸松(☎03-3546-9600)
〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1

薩摩川内市役所ホームページにおけるお知らせ



さつまさんだいし
薩摩川内市
Welcome to Satsumasendai City

サイト内検索 Google カスタム検索 検索 音声読み上げ

文字サイズ 標準 拡大 文字色/背景色 標準 青 黒

暮らしの情報 事業者向け情報 市政情報 観光物産情報 地図情報

トップページ > [暮らしの情報](#) > [暮らし](#) > [環境・ペット等](#) > [環境](#) > (仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の実施について

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の実施

電源開発株式会社が計画している「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」に係る環境影響評価方法書(環境影響評価を行う方法を記載した図書)の縦覧が実施されています。

【縦覧場所】 薩摩川内市役所 本庁2階環境課
東郷支所1階
吉川地区コミュニティセンター
烏丸地区コミュニティセンター
藤川地区コミュニティセンター
(阿久根市、出水市、伊佐市及びさつま町でも実施されています。)

【縦覧期間】 平成31年4月16日(火)から5月21日(火)まで
(土・日・祝日を除く。)

【縦覧時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※ この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。
※ 環境の保全の見地からの意見がある方は、平成31年6月4日(火)まで書面で提出することができます。

また、方法書説明会が下記の日程で実施されます。事前申込みは必要ありません。

【日時】 平成31年4月26日(金) 午後7時から

【場所】 東郷公民館 (東郷町斧刈618-4)

関連情報

事業者サイト 方法書縦覧 外部リンク

さつま町ホームページにおけるお知らせ



さつま町
Satsuma Town

ホーム

くらしの
情報

町の情報

観光情報

農林業
商工業

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [まち・環境](#) > [環境](#) > [環境計画](#) > (仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

いいね！

更新日：2019年4月22日

環境計画

- ・(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

電源開発株式会社が計画している風力発電事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書手続きが実施されております。詳しくは下記専用ホームページ(外部サイト)にてご確認ください。

(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html> (外部サイトへリンク)

本件に関するお問い合わせ先

電源開発株式会社

風力事業部 事業推進室(開発) 担当：戸松

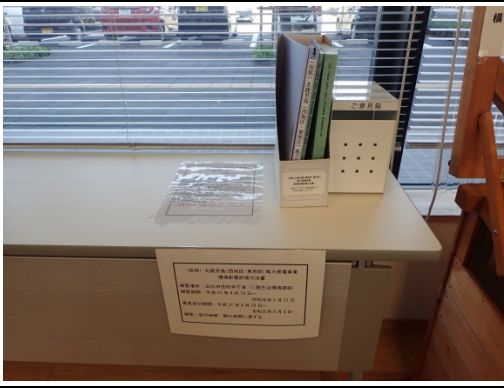
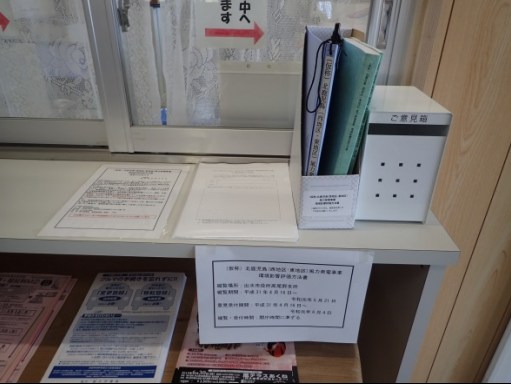
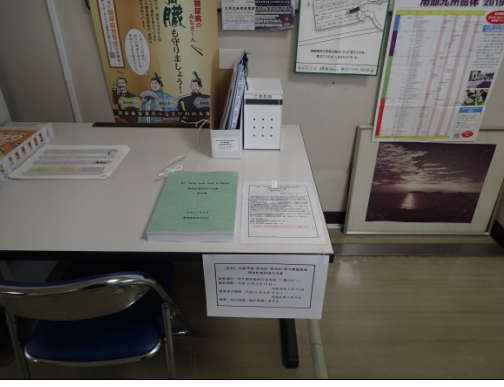
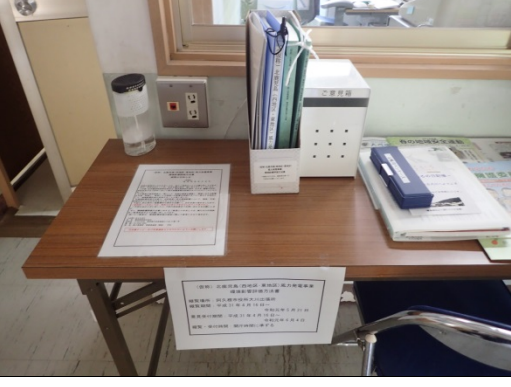
電話：03-3546-9600

「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入のうえ、ご投函ください。

〒	—
ご住所	
ご氏名	

[illegible]

- 16 —

鹿児島県庁 13 階環境林務課 	出水市役所本庁舎 (1 階生活環境課前) 
出水市役所高尾野支所 	出水市役所野田支所 
阿久根市役所本庁舎 (1 階市民ホール) 	阿久根市役所三笠支所 (1 階ロビー) 
阿久根市役所大川出張所 	伊佐市役所大口庁舎企画政策課 

縦覧状況（2/2）

薩摩川内市役所本庁 2 階環境課



薩摩川内市役所東郷支所 1 階



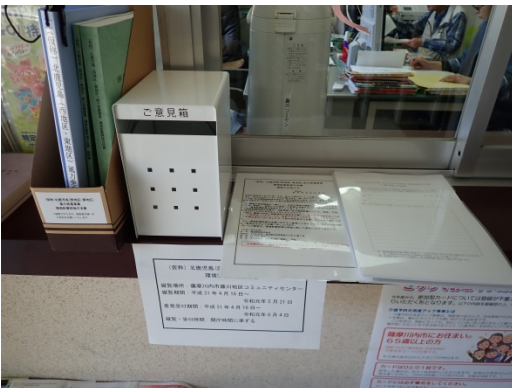
吉川地区コミュニティセンター



鳥丸地区コミュニティセンター



藤川地区コミュニティセンター



さつま町役場本庁舎（1 階町民ホール）

